

特定非営利活動法人関西国際交流団体協議会 賛助会員規定

(目 的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人関西国際交流団体協議会（以下「協議会」という。）定款に基づき、賛助会員（以下「会員」という。）に関し、必要な事項の細目を定めることを目的とする。

(入 会)

第2条 協議会の目的に賛同し、事業を賛助するために会員になろうという者は、所定の入会申込書により申し込む。

(会員の資格及び種類)

第3条 会員の種類および資格は、次に掲げる通りとする。

- (1) 団体会員 年一口3万円以上の会費を納入した団体
- (2) 個人会員 年一口5,000円以上の会費を納入した者

- 2 会費は総会において定める。
- 3 会費の納入は事業年度ごととする。

(会員証の発行)

第4条 会員には、会員証を発行する。

(特 典)

第5条 会員は、次の特典を受けることができる。

- (1) 定款第52条に定める閲覧請求権
- (2) 本法人発行物の受領
- (3) 本法人主催セミナー等への参加
- (4) イベント案内の送付
- (5) 事業の活動に関する相談、協力

(会員資格の取消)

第6条 会員は、次の各号の一に該当するときは、資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 正当な理由なく、会費を2年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもその支払いに応じず、理事会において退会と決議したとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 会員である団体が解散したとき、または会員である個人が死亡したとき

(会費の不返還)

第7条 既納の会費は還付しない。

(退 会)

第8条 協議会を退会しようとする者は、所定の退会届を事務局に提出し、任意に退会することができる。

附 則

この定款は、協議会が法人として成立した日から施行する。

改正経過

- 2003年5月12日一部改正。
- 2007年5月28日一部改正。
- 2013年5月15日一部改正。